

# 2026（令和8）年度事業計画

## 特定非営利活動法人 杉並いずみ

### 第一・第二

#### 特定非営利活動法人杉並いずみ 法人理念

「障害者を含め広く一般市民を対象に、障害者の就労と地域生活への支援事業、地域社会との交流活動等を行い、障害者が自立し地域の人と共生するまちづくりに寄与することを目的とする。」定款の法人目的を理念とする。

#### 1. 全体状況

令和7年度前半は、第二いずみの移転と、改善の見えていた経営状況の推進をメインとして取り組みました。

移転については予定通り新年度より新規事業所において事業を開始することができ、元の建物の機材等の処分も期限内に終了し、借入金も全額返済もすることができました。

但し、新しいずみ第二においては、店頭の販売部の確保及び材料や器具等の置き場に面積を有し、定員40名の収納が困難なことや定員増による工賃の下落、光熱水費の増大が見込まれ、今後の経営について検討が必要と思います。

また、法人の経営改善については、利用者の増加と就労による加算や他就労定着支援事業の新規実施に伴うサービス費等により安定収入の確保に繋がるとともに、いずみ第一においては新規取引先の拡充により年間工賃の向上も見込まれています。

年度後半は、杉並区より相談のあった第一いずみにおける生活介護事業申請準備や利用者・家族への意向調査等に取り組みましたが、東京都より既存の内装では実施が困難との指摘を受け、変更内容の相談や職員体制の検討などで、新年度当初からの実施は見送ることとしましたが、できるだけ早期に申請を行いたいと考えています。

利用者向けのイベントは、前年度より再開した一日バスツアーや「いずみふれあい祭」の実施など、利用者も楽しんで貰える機会を設けることができたと思います。

地域との関係を視野に地域連携推進会議を第一、第二で開催し、ボランティアの受け入れも積極的に取り組んだところ、高齢者を中心に多くの申し込みがあり、ボランティア参加者より活動の場を得ることができたと感謝の言葉も多く戴き、双方にとって良い取り組みとなりました。

令和8年度については、生活介護事業実施に向けた取り組みを最重要課題としながら、職員体制の強化を目指し、職員個々に仕事への意識や責任感、支援技術等を評価した給与規定を導入し、時代感に見合う労働環境の整備を進めます。

## 2. 基本方針

- (1) 福祉サービスの利用者の利益と家族及び地域における社会福祉を推進し、社会福祉事業の公明かつ適切な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に努めます。
- (2) 個人の尊厳と保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する者として、良質かつ適切な福祉サービスを提供します。
- (3) 利用者、家族、関係者及び地域がもつ福祉サービスに対するニーズに沿った事業展開を図ります。
- (4) 利用者の「快適な暮らしや健康で幸福な生活」を確保するため、個人の尊厳が守られる暮らしに必要な選択の自由、自己決定及び自己実現を図るための事業を展開します。
- (5) 個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供のため、職員の社会福祉従事者としてまた社会人としての資質向上を図り、人材育成に努めます。

## 3. 運営方針と重点目標

### (1) 運営方針

- ①サービスの提供にあたり利用者、保護者、関係者と十分に話し合い、理解を得やすいように説明責任を果たします。

- ②利用者とその家族の意向をくみ取り、本人の意向を重視しながら、より自己肯定感を高め、成長できる環境設定を行います。
- ③安全と安心を保障し、健康でやりがいを持って通所できる環境を提供します。
- ④各事業所との連携を強化し、利用者及び受注情報を共有し、共通認識の下で支援を行います。
- ⑤職員確保の厳しい状況ではあるが、社会福祉事業及び法人理念を理解し、利用者重視の職員育成を行い、力の発揮及び役割で挙げた成果に合わせ職員を評価する制度を導入します。

## (2) 重点目標

### ① 杉並いずみ第一の運営について

令和7年度より着手している生活介護事業の実施への取組と、各利用者の状況に合わせた運営を実施したいと思います。

#### ア.生活介護事業の実施

この事業を推進するために、三者面談等を通じ移行対象の利用者・ご家族よりご理解を戴くとともに、行政や特定相談事業所との連携による入所に向けた支援を行います。また、生活介護事業については、定員15名体制での実施を考えていますが、利用者に負担がなく、また楽しんで貰えるようなプログラム構築のため、他施設への担当職員の派遣、研修の実施など体制づくりに努めます。懸案の開始時期については、本来年度当初からの実施を検討していましたが、内装工事や職員体制、特定相談事業所との調整などから開始時期を遅らせることにしましたが、状況に合わせてできるだけ早期の実施を目指します。

#### イ.利用者と事業内容のマッチングについて

杉並いずみの利用者層を見ると、永年通所されている方が多く、50歳代以上の利用者が占める割合も年々高くなっており、高齢利用者が作業を支えている状況です。また、ここ数年特別支援学校からの新卒者に重度化の傾向が見られます。今後高齢化が進んだ際は、公園清掃など体力を要する作業は検討が必要になるほか、将来的には受注作業も検討対象になると思われるので、令和8年度より効率の良い受注や対応できる作業について検討を進めます。

#### ウ.高齢化への対応

以前から対応が必要としていた高齢化対策については、令和7年度後半より週一回看護師による観察を実施し、健康状態及び認知機能の状況把握に努めてい

ます。また、地域連携推進会議によりケア24との関係ができたので、介護サービスの利用について連携します。

## ② 杉並いずみ第二の運営について

令和7年度より新施設に移動し一年が経過しての、利用者及び作業内容について。

### ア.作業全体のあり方について

地理的に環状七号線に面したことにより施設がより周知され、フェルト製品を中心に店頭売り上げが大きく向上する効果に繋がり、利用者もお客様が近くにいるという状況が仕事の励みに繋がっている様子が見えました。製品的にも職員の多彩なアイデアにより、季節やイベントに合った商品を開発し、出店販売の売り上げ増や、新たな出店希望もいただいています。半面作業工程が複雑化し、現在ニードルに係れる利用者が限られるため、職員の負担増につながっています。

3Dプリンター導入など効率化に努めていますが、今後販売規模等検討します。他の作業については、堀ノ内から継続していた「堀ノ内東公園」の清掃は第二→第一（車移動）→第二→公園と移動における職員負担が多いため、令和7年度を持って区に返還し、近隣の園地清掃に特化しました。また、堀ノ内から異動した利用者は、それまで受注作業が中心だったので、フェルト製品中心から第一への異動を少数ですが希望される方もあり、一年の検証と利用者の希望確認を行います。

### イ.利用者確保について

施設全体として活気を帯びている状況ですが、施設環境を見ると店頭販売のディスプレイや部材置き場にスペースを要し、利用者受入れスペースが当初予定より狭くなっています。今後より多くの方に利用してもらうため、この一年間の状況を検討し、必要部材等精査しながら利用者スペースを確保します。

## ③ 権利擁護について

令和7年度は前年度に第一において虐待案件が発生したため、杉並区に改善計画を提出し、そのモニタリング期間として計画の実施に努めました。

### ア.倫理観の醸成

令和7年度は年6回の職員全体研修を行い、権利擁護に対する意識の確立を図りましたが、令和8年度も福祉関係者の他、様々な角度から話しを聞く機会を設け、社会全体として権利を尊重・擁護している状況を学ぶ機会とします。

実施後の振り返りについても、2施設合同で意見交換を行うなど施設間で共通認識の醸成を図ります。

#### イ.職員のストレス状況の確認

虐待問題を起こす要因について、職員のストレスも挙げられています。利用者に安心して通所して貰えるよう、職員のストレスチェックを制度として年2回実施し、ストレス状況の把握と改善に努め、状況により配置転換・役割も検討します。

#### ウ.業務の構造化と組織体制の向上

第一、第二の目標達成のために業務の分担、配置、連携の全対像を確認し、業務の流れ、役割分担、情報伝達経路と責任を整理します。

#### ④ 就労選択支援事業の検討

令和7年度より実施された就労選択支援事業について、杉並区より杉並いずみでの実施を強く要望されていましたが、総面積や配置の関係で実施は見送ってきました。しかしながら、法令の緩和により総面積としては実施可能になり、杉並区からも再検討を要望されましたので、地域貢献のため再度実施に向け検討します。

#### ⑤ 就労支援の継続

令和5年度より企業就労を希望される方の意向に添い、4名の就職者（現在全員就労中）を輩出し、将来的な就職及び再就職を希望される方も利用されるようになっていきます。今後も限られた範囲ではありますが、法人としてご希望にお応えしていきます。また、継続就労のため就労定着支援事業も活用します。

#### ⑥ 施設外活動の充実

令和6年度から実施した施設外就労について、工賃向上や社会参加の機会として利用者からも好評を戴いております。そこで、現在は第一中心で実施していますが第二の利用者も参加できる設定も検討します。また、日常実施しているウォーキングも、歩きながら周辺美化に努めるなどプログラムとしての幅を広げます。

#### ⑦ 地域連携

##### ア.地域連携推進会議

令和7年度より「地域連携推進会議」の実施が義務化され、第一、第二とも行政、障害者及び高齢者サービス関係者、当事者、ご家族、地域の方々を交え、施設の周知と理解を深めることに繋げ、実施できました。ケア24の方に参加して

貰ったことで、杉並いずみの高齢化対策に繋げる機会となりましたので、今後も利用者状況や対応等について連携します。

#### イ. 感染症対策

所内においては、手洗いや手指消毒を励行していますが、依然コロナウイルスやインフルエンザの感染が散見されます。拡大を防ぐため、家族・GH、関係医療機関、保健センターと連携し、インフルエンザ予防接種も継続します。

また、緊急時の対応として応急処置や衛生対策などの研修を実施します。

## 4 事業所概要

### ① 名称、所在地、利用定員（令和7年4月1日）

施設名	所在地	定員
杉並いずみ第一	〒168-0063 杉並区和泉 4-44-4	45
杉並いずみ第二	〒166-0062 杉並区方南 2-3-5	40
合計		85

### 連絡先

施設名	電話	ファックス
杉並いずみ第一	03-5377-2121	03-3313-3430
杉並いずみ第二	03-3321-4485 03-3317-0831	03-5913-7553

### ② 職員構成（令和8年4月1日現在）

常勤10名 非常勤14名 計24名

職種	和泉（事務局）	方南
管理者（施設長）	1	1
サービス管理責任者	2 （施設長兼務）	1 （施設長兼務）
常勤支援員	3 （内事務局1名）	2
非常勤支援員	7	7 （内障害者雇用1名）
目標工賃達成指導員	1	1

### ③ サービス提供時間

平日 9時から16時

④提供作業内容

施設名	受注生産	自主生産品
杉並いずみ第一	幼児雑誌付録作成、 タオル折り、各種DM封入 公園清掃等	手焼き煎餅 (4月まで)
杉並いずみ第二	公園清掃	手芸品

⑤ 防災計画と推進

防災計画に従い行動する。また、年3回避難訓練を各所にて実施する。その他、消防法規定の防火設備、対象物の年に年4回の定期点検を実施する。避難場所の確認、救急救護方法(AED他)、備蓄物の点検、連絡方法の完備等備えが万全となるよう進めます。

⑥ BCP計画の訓練実施

BCPについては、災害時と感染症対策それぞれ作成し、状況に合わせて更新していきます。またBCP計画作成にあたり、以下の取り組みを行います。

ア.各施設より指定避難施設への移動訓練を行います。

イ.地震対策として、建築物の診断を実施します。

ウ.災害時への対応として、水、食物、寝具、簡易トイレ等を確保します。

エ.地域に利用者や施設の理解を深めてもらうため、町会が行う防災訓練への参加し、地域との連携に努めます。

<防災体制>

職名	第一	第二	役割
施設長	茂木	大久保	自衛消防隊長
サービス管理責任者	大内		自衛消防副隊長・通報連絡 初期消火担当
事務員	辻村		通報連絡担当
常勤支援員	伊藤 五十里 久保木 梅田	後藤 橋本	初期消火・避難誘導担当

非常勤支援員	木俣 清水 岡村 茂木 諸石 本橋 吉岡	齋島 吉田安 布野 三宅 佐藤 谷口 北 (障害者雇用)	
--------	--	---	--

⑦虐待防止・権利擁護と体制

名称	構成員	実施内容
虐待防止委員会	施設長、サビ管、各所支援員	法人受付窓口、研修計画 マニュアル作成
虐待防止委員会	<p style="text-align: center;"><b>委員長</b></p> 大久保 江理子（第二施設長） <p style="text-align: center;"><b>委員</b></p> 茂木 幹雄（第一施設長） 大内 留美子（第一サビ管） 伊藤 貴司（常勤支援員）	虐待防止受付窓口設置 各保健福祉課との連携 施設内研修計画の作成実施 職員チェックリスト活用 事例検討 ヒヤリハット集計、調査など
虐待防止責任者	大久保 江理子（第二施設長）	

研修計画

- ・事業所全体での権利擁護・虐待防止研修 年 6 回
- ・福祉職としての意識向上研修 年 2 回
- ・職員会議における事例検討会 年 4 回